



平成18年(2006年)
5/5
第1104号

発行：小平市
編集：健康福祉部
高齢者福祉課・
介護福祉課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
特 集 号

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

現行の「新地域保健福祉計画」の高齢者分野として位置づけられる「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について、平成18年度からの3年間を計画期間とした新しい計画を策定しました。

介護保険制度が平成12年度にスタートして以来となる、初めての大幅な制度改正に伴い、多くの新しいサービスを盛り込んだ事業計画となっています。今後は、この計画に沿って施策を展開し、小平市の高齢者の皆さんが、健康で生きがいのある生活を送り続けられるよう支援していきたいと考えていますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



新しい

介護予防サービスを始めます

増加する小平市の高齢者人口(実績と推計)

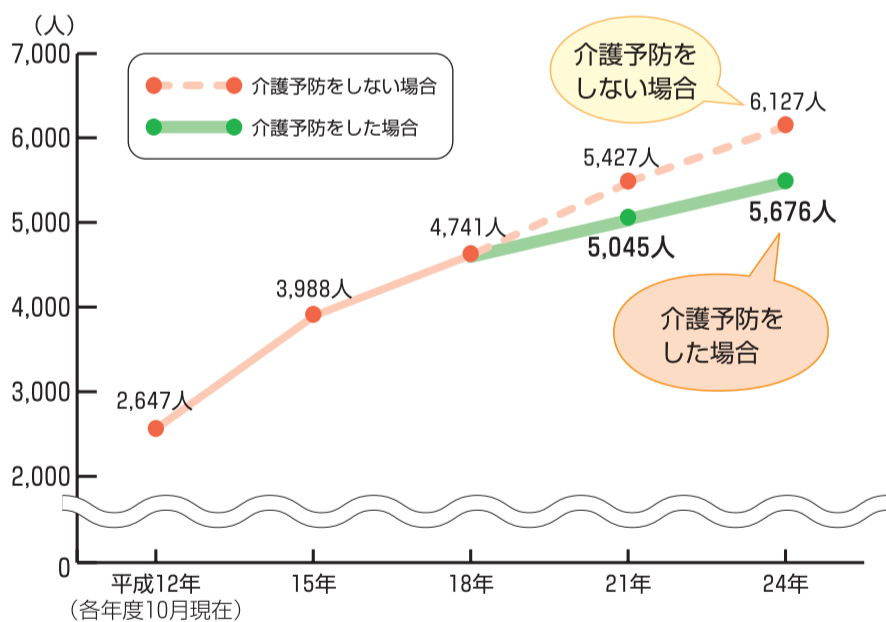
(各年度10月現在)

年度	平成12年度	15年度	18年度	21年度	24年度
高齢者人口	25,662人	29,398人	31,887人	34,574人	37,127人

※高齢者人口とは、65歳以上の人口です。



介護予防の効果の推計(認定者数の変化に見る)



高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護と認定される方は年々増加しています。平成12年度には高齢者(65歳以上の方)の約10人に1人が認定者でしたが、平成17年度には約7人に1人が認定者となっています。

平成18年度から実施する新しい介護予防サービスにより、認定者数を抑え、より多くの方が元気に生活し続けられる小平市を目指します。

〈新予防給付の創設〉

軽い要介護状態の方(「要支援1・2」の認定を受けた方)へ、状態を維持・改善し、悪化を防ぐための「介護予防サービス」(新予防給付)を提供します。

生活機能の維持・向上の観点から、サービスの内容・提供方法・提供期間などが見直されました。



〈地域支援事業の創設〉

要介護認定に該当しない方を対象に、要支援・要介護状態になる前から、ひとりひとりの状況に応じた予防対策を図りながら、要介護状態になった場合でも、地域で自立した日常生活を送れるよう支援するための「地域支援事業」が創設されました。

特に、基本健康診査を受けて要支援・要介護になるおそれのある高齢者には、軽体操や筋力トレーニング、栄養指導を行う介護予防事業が行われます。

介護予防を推進する新予防給付と地域支援事業



今回の介護保険制度の見直しによって、介護保険制度の基本理念である「自立支援」の観点から、できる限り高齢者が要介護状態にならないことなどを目的とした新しい「介護予防サービス」を提供することになりました。